高等教育政策から見た「非伝統」学生

一成人学生に着目して-

大学経営・政策コース 山 崎 衣知子

A Study of "Non-traditional" Student from the Perspective Higher Education Policies

—Focusing on Adult Students—

Ichiko YAMAZAKI

This study focuses on age "non-traditional" students such as adult students, and aims to identify the impediments to increasing the number of adult students in universities. In the past, policies and institutions have mainly focused on making it easier for adult students to attend regular courses. In order to increase the number of "non-traditional" students in the future, it is necessary to utilize non-regular programs such as non-degree student system.

目 次

- 1 研究の背景と目的
- 2 「非伝統」学生の実際
 - A 「非伝統」学生への関心
- 3 高等教育政策に描かれた「非伝統」学生
 - A 政策文書からみた姿
 - B 成人学生受入れに関わる制度
 - C 成人学生受入れに関わる大学への支援
 - 1 文部科学省予算からみる大学に対する受入れ 支援
 - 2 私立大学等経常補助金特別補助からみる私立 大学への支援
- 4 考察
- 5 結論と課題
- 注・引用文献

1 研究の背景と目的

大学進学率がはじめて50%を超えてから既に10年以上が経過し、日本の大学は「大衆化」したといえる。大学への進学は、高等学校卒業後の進路として一般化し、学生の質の変容から、大学に求められる役割も変化しつつある。一方で、大学進学者の量的拡大は一段落し、18歳人口の減少に伴い進学者数は減少傾向にある。この傾向は今後さらに拡大することが予想され、大学が十分な人員を確保し、質の高い教育を維持していくためには、18歳という伝統的学生以外にも

門戸を開く必要があることが指摘されている。

また,近年「人生100年時代」が謳われる中で,社会人学生等の学び直しやリカレント教育への関心も高まっている。これまで浸透してきた生涯学習という文脈にとどまらず,労働との接続への意識も高まり,その有用性が認識されつつある。中央教育審議会大学分科会大学規模・大学経営部会が,2010年に「多様な年齢層の者を学生として受け入れることは、個人の学ぶ意欲に応えるとともに,我が国の発展や成長といった観点で極めて重要な課題である」1)と指摘しているように、多様な学生を受け入れることは、単に定員の充足や,個人のスキルアップに限らず、社会の発展という観点で見てもメリットがあることが認識されている。

しかしながら、こうした「非伝統」学生が大学に通うことについて、必要性が認識され、共有されているにもかかわらず、その規模は拡大していない。そこで、本稿では、日本の大学における年齢的「非伝統」学生を、高等教育政策の観点から検討し、「非伝統」学生に関する議論や政策がどのように展開されてきたかを確認し、規模拡大の阻害要因を探りたい。

なお、年齢的「非伝統」学生は、伝統的な18歳学生 以外の年齢の学生を指す語である。本来、社会人学生 だけでなく、専門学校や短期大学、大学卒業後などに 入学する学生など、一般的な学齢を超過した学生すべ てを包摂する概念である。しかし、本稿で検討する政 策としては社会人学生を対象としたものが主であるた め、本稿では、社会人学生と年齢的「非伝統」学生を 同義として扱いたい。

本研究の構成は次のとおりである。第2章では、本稿で取り扱う「非伝統」学生の実際を数値で捉える。第3章では、社会人学生に関連する政策文書と制度を整理する。第4章では考察を、第5章では結論と課題を述べる。

2 「非伝統」学生の実際

文部科学省「学校基本調査」によれば、2020年度の学部入学者635,003人のうち、18歳が496,659人と最も多く、次いで19歳が105,791人、20歳が18,588人と続く。入学者のうち97.8%が18~20歳であり、21歳以上の入学者は13,921人(2.2%)であった²⁾。日本の大学は18歳から20歳までの入学者がほとんどを占めており、年齢的な偏りが大きい。また、OECDによれば、2017年の加盟国における大学入学者(学士課程)の平均年齢は22歳であるが、日本の平均入学年齢は18歳で、対象となった23カ国のうち、大学入学の平均年齢が最も低かった³⁾。さらに、同組織による2018年の報告書では、日本で過去1年間に公的/非公的な教育訓練を受けた成人の割合は、どの雇用形態でも小さく、世界的に見ても成人学生が少ない⁴⁾ことが示された。

世界的に少ないとされる日本の成人学生は、どのように大学で学んでいるのか。学ぶ方法として、学部・大学院といった正規課程に通う場合と、非正規課程で学ぶ場合が考えられる。以下ではそれぞれの学生数を確認する。

社会人の大学学部入学者は、2001年の約1.9万人をピークに、その後減少している。2015年頃からは回復傾向にあり、近年は1.5万人前後で推移しているが、学部への入学者全体からすると、約3%程度にとざまる。大学院(修士課程・博士課程、2003年からは専門職学位課程を含む)では2010年の約1.9万人をピークに、その後微減し1.7万人前後を推移している。2003年の専門職学位課程設置以降入学者が増加している(図1)。

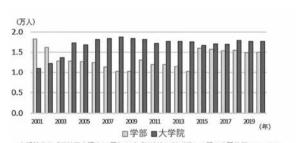
非正規課程については、科目等履修生数と履修証明 プログラムの証明書交付人数を確認する。1990年代 に導入された科目等履修生制度は、長年多くの社会人 学生を受け入れてきた。主に社会人を対象として2008 年に導入された履修証明プログラムは、大学での社会 人学生等の学びの新たな選択肢となった。

科目等履修生は、30,000人を超える履修生があった

2014年を除き、全体的には15,000~17,000人前後で推移している(図 2)。このうち社会人 51 の割合は、約60%程度である。2014年については、84%が社会人であったことから、全体数増加の理由は社会人の履修者増加によるものであると考えられる 61 。2008年から導入された履修証明プログラムは、毎年3,000~5,000人程度を受け入れ、そのおよそ60~70%に証明書を交付している。2017年までは受入数、証明書交付数ともに増加傾向にあったが、2018年には微減している(図 3)。

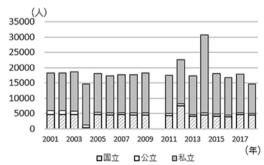
学び直しやリカレント教育について、その必要性が認識されているとしながら、正規課程では学部・大学院ともに増加傾向にはなく、非正規課程でも科目等履修生は減少傾向にあることが分かった。履修証明プログラムの証明書交付人数は、この10年間で増加しているものの、約3,500人にとどまっている。

社会人等の年齢的「非伝統」学生が増加していない 要因は、先行研究では大きく3つのアクターにあると 考えられてきた。1つは個人に、2つ目は企業に、3



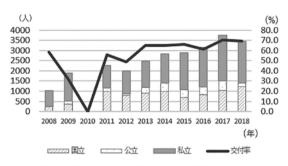
文部科学省「学校基本調査」、同(2016)「社会人の学び直しに関する現状等について」、同(2019)「大学院教育の改善のための各取組の状況」より筆者作成。 注1)学部段階については社会人を25歳以上、大学院段階については30歳以上として計算。 注2)2017年以降の通信課程については推計。

図 1. 大学正規課程(学部・大学院)における社会 人学生数(2001-2020)



注)2010年は東日本大震災の影響を考慮し調査を実施していない。 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」より筆者作成。

図 2. 科目等履修生の受入れ人数(2001-2018)



※交付率=(履修証明プログラムの証明書交付数)/(履修証明プログラムの受 入れ数)*100 として計算。

注)2010年は東日本大震災の影響を考慮し調査を実施していない。 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」から筆者作成。

図3. 履修証明プログラムの証明書交付人数と交付率(2008-2018)

つ目は大学に原因があるとするものである。これらの 研究の多くは、複数のアクターに着目し、複合的な要 因として検討している。

個人については、今津ら(2018)⁷⁾が一般人の社会 人を対象におこなった質問紙調査や、出相(2016)⁸⁾ の専門職大学院に通う社会人学生を対象としたインタ ビュー調査など、進学に際する阻害要因を明らかにし たものがある。個人の意識や意欲などの問題に加え. 社会人学生は仕事や家事等による時間的・経済的・物 理的な制約があることにより、高等教育機関での学び 直しが阻害されているというものである。時間的・物 理的な課題については、時間や場所を問わないプログ ラムや大学(大学院)の設置など、様々な施策が取ら れてきた。また経済的な課題についても、個人向けの 「教育訓練給付金」などが導入されているが、依然と して学生にとって経済面の不安は大きな問題である。 企業側の課題については、広く労働市場や経済の状況 と絡めて議論した研究もある。また, 吉田 (2018)⁹⁾ らは、社会人学生の再学習促進のためには、企業側と 大学側の連携の必要があるとしている。最後が大学側 の原因である。これまで見てきたように、大学内にお ける社会人学生の存在が共有され、受入れのための施 策は多数実施されている。社会人学生受入れのための 施策や大学への支援を整理したものには、塩見 (2018)¹⁰⁾や一色 (2021)¹¹⁾によるものなどがある。し かし、こうした施策があっても、社会人学生の受入れ を積極的に行う大学は一部にとどまっている。こうし た状況の打開策として, 塚原・濱名 (2017)¹²⁾は, 個 別大学の取り組みを奨励する政策だけでなく、構造的

な政策展開が求められるとした。また、学び直しについての政策や「社会人」という語に内包される人々の多様性に着目した奥村(2019)¹³⁾は、筆者の関心に近いものである。しかしながら、政策文書に描かれた「非伝統」学生の実際と、それを受けて実行された施策や支援の実態を重ね合わせて経時的に記述した研究はあまり見られない。

本稿では、社会人学生等の「非伝統」学生が増えない要因について、主に大学側の要因に着目し、政策文書に描かれた成人学生と、大学に対して行われてきた施策や支援の変遷を整理したうえで、今後の成人学生の受入れ方策を提案することを目指す。その際には、「非伝統」学生の多様性に留意しながら、検討を進める。

A.「非伝統」学生への関心

年齢的「非伝統」学生についての研究動向を確認する。まずは論文数の変化から傾向を読み取りたい。2021年7月13日に、国立情報学研究所『CiNii Articles』を用いて、2001~2020年の期間で「非伝統」学生に関わるキーワードとして「社会人学生」「リカレント教育」「成人教育」「学び直し」を検索した¹⁴。

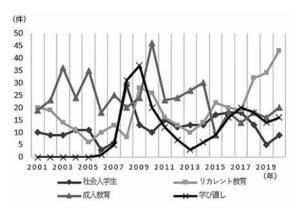


図 4.「非伝統」学生についての論文数の変化(2001-2020)

特に「学び直し」については、顕著な結果が見られた。2001年~2007年の7年間で6件であったものが、2008年から2010年の間には1年間に20~30件の論文が発表されるまでに増加した。その後また減少するが、2016年以降は論文数が増加し続けた。「社会人学生」についても、2008年には約30件の論文が発表されるなど、大きな変化がみられた。「非伝統」学生の学びについては、2007~2008年に議論が進展したきっかけがあったと考えられる。「成人教育」は2010年に

大幅な増加がみられる以外は、毎年20~30件程度が発表されている。2010年の増加は、2009年の「第6回ユネスコ国際成人教育会議」に関連する論文が多く見られた影響がある。「リカレント教育」は2018年の以降急激に増加がみられ、ここ数年間は30~40件の論文が発表されている(図4)。

以上から、「2007・2015・2018年」の3つのタイミ ングで論文数に変動がみられることが分かった。 2007年は教育基本法が改正され、大学の基本的役割が 示された。第7条に「大学は、学術の中心として、高 い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究 して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に 提供することにより、 社会の発展に寄与するものとす る と明記された。教育基本法改正を受け、2008年か らは前述した履修証明制度が導入されるなど、制度の 転換がなされた時期であった。また、2007年には文部 科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プロ グラム|が開始された。2015年には「職業実践力育成 プログラム (BP) | が新たに導入され、職業における 実践的な知識の学び直しの重要性が意識された。 2018年は、前年の2017年に首相官邸に「人生100年時 代構想会議」が発足し、リカレント教育への議論が進 展したタイミングであり、就業者を中心とした社会人 の学び直しに対する政策が発表された。論文数の変化 には、以上のような影響があると考えられる。本稿で 次章以降検討を進める際には、この3つの時点に着目 し、議論の展開を確認する。

3. 高等教育政策に描かれた「非伝統」学生

前章では、学術分野における年齢的「非伝統」学生についての関心の変化を、論文数を元にして示してきた。本章では、その関心の変化が起きたと推測される時期にあたる文部科学省中央教育審議会の答申を確認し、そこに描かれた方針や方策について検討する。これらの答申を「非伝統」学生への言及という側面から検討したい。

A. 政策文書からみた姿

日本における社会人に対する高等教育は、1983年設置の放送大学など、学生の受講場所や時間の制約が少なくなる形で提供されてきた。1991年には、臨時教育審議会答申(1987年)及びこれを踏まえて同年にまとめられた文部省大学審議会答申(「大学教育の改善について(答申)」)に基づき、社会人の大学入学に関

する制度の大幅な弾力化・多様化が行われた。

1998年度には、大学審議会から「21世紀の大学像と 今後の改革方策について(答申)」が出された。社会の 高度化、複雑化が進行するにつれて、「高度の専門的知 識・能力を身に付けた高等教育修了者への人材需要が 高まっていく」とした上で、以下のように指摘した。

…(前略)個人の職業能力等の向上を支援する高等教育の再学習機能の強化が求められるようになっていく。これに伴い、社会人が必要に応じて高等教育機関において学習を行いその成果をもって更に活躍するという、高等教育機関と産業界等との往復型社会へ大きく転換していく¹⁵。

大学をはじめとする高等教育機関に対し、再学習機 能、つまり「学び直し」の場としての機能の強化を求 めると同時に、社会人がそれらを利用して、職業能力 の向上を図っていくことが目指されている。ここに, 社会人の「再教育」の場、「学び直し」の場としての 大学が明言されるに至った。また、ここで示される 「往復型社会」こそが、いわゆる「リカレント」概念 を反映したものであるといえる。もちろん、多様な学 生が学ぶ場としての大学像には、社会人の「学び直し」 や「再教育」以外の文脈も提示されている。それは、 これまでに見られた生涯学習の視点、高齢化の視点に 基づくものである。高齢化の進展とともに人々の「知 的探求心にこたえて必要なときにいつでも学習でき る 場を用意することが重要である、との立場から、 前述の現役社会人の職業能力向上を目指した教育とは 異なる、引退後の知的好奇心に応えるというニーズの 存在も変わらず重視されていた。

ここからは2001年以降に公表された高等教育政策の中で、「非伝統」学生に言及がある答申を概観したい。高等教育機関の中でも、特に大学について述べたものに検討する。まずは、2001年以降、2020年までに発表された、大学・大学院における社会人等の「非伝統」学生に言及のある答申の一覧を示す(表1)。

この時期になると、生涯学習の観点から大学内に「非伝統」学生が存在するケースは共有化され、そのうえでどのような制度を展開させていくのかという具体的な施策も見えるようになる。また、大学における多様な学生の存在を認めるだけでなく、積極的に受け入れようという動きも確認できる。一方で、「新時代の大学院教育(答申)」(2005年)、「グローバル化社会の大学院教育(答申)」(2011年)など、社会人学生について

表 1.「非伝統」学生に言及した文部科学省中央教育 審議会答申

	金俄云台中					
年	答申					
	・大学等における社会人受け入れの推進方策について					
2002	・新しい時代における教養教育の在り方について					
	・法科大学院の設置基準等について					
2003	・新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について					
2005	・我が国の高等教育の将来像					
	・新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて-					
	・新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について					
2008	~知の循環型社会の構築を目指して~					
	・学士課程教育の構築に向けて					
2011	・グローバル化社会の大学院教育					
2011	~世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために~					
2012	・新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて					
	〜生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ〜					
2013	・第2期教育振興基本計画について					
	・新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、					
2014	大学入学者選抜の一体的改革について					
	~ すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために~					
2016	・個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するた					
2010	めの教育の多様化と質保証の在り方について					
2018	・第3期教育振興基本計画について					
	・2040年に向けた高等教育のグランドデザイン					
	・人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について					
	大部科英华 [古古新安宗] (本) 、					

文部科学省「中央教育審議会 諮問・答申等一覧」より筆者作成。

の施策が具体的に描かれているものは、主に大学院段階が中心であった。その中でも、2005年、2008年、2018年の答申は大学全体における社会人学生について述べた答申であったため、本章で細かく確認する。

2002年の「大学等における社会人受け入れの推進方 策について(答申) では、長期履修制度が認められ、 標準修業年限を超えた履修を認めることとなった。同 年には複数の答申が発表されており、その中でも「新 しい時代における教養教育の在り方について(答申) 「法科大学院の設置基準等について(答申)」では、い ずれも大学における社会人学生の存在について言及が あった。前者では、「大人が教養を高めるために学ぶ 機会を充実する」ことが掲げられ、社会における学び の継続に加えて、大学や専修学校等での社会人受け入 れの拡大や、場所や時間を問わない学習機会の提供、 経済的支援の必要性16分などが指摘された。後者では、 法科大学院の入学者としての社会人について、「広く 門戸を開放すべき であるとした。さらに、場所や時 間を問わない履修の選択肢として、夜間や通信制大学 院等についても積極的に検討する170とされた。

1) 平成17年中央教育審議会答申「我が国の将来像 について」

この「将来像」答申では、大学の量的側面は「需要 はほぼ充足された」とし、ユニバーサル段階の高等教 育が実現しつつあるとしたうえで、分野や水準の面においても「誰もがいつでも自らの選択により学ぶことのできる高等教育の整備、すなわち、学習機会に着目した『ユニバーサル・アクセス』の実現が重要な課題である」とした。さらに、社会人学生について「今後の我が国において、個人が自己啓発を図り、より一層豊かで潤いのある人生を送ることを目指して、人々の多様な生涯学習需要は増大する傾向にあることから、社会人が高等教育機関で学ぶ機会もますます増大していくものと考えられ、この意味でも『ユニバーサル・アクセス』の実現が求められている¹⁸⁾」とした。

こうして、大衆化し、量的側面での需要が満たされた大学において、「ユニバーサル・アクセス」を実現するためには、18歳の伝統的学生以外の学びを保障することが必要であると明言された。そして、生涯学習の観点から高等教育機関に社会人学生が入学することについて、今後ますますその機会が拡大するであろうと示唆した。同年に発表された「新時代の大学院教育(答申)」は、大学院段階における社会人学生について、修士課程・博士課程・専門職学位課程での受け入れ方策や環境整備などを具体的に提唱した。

2) 平成20年中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」

「将来像答申」を受けて、大学学部段階の学びを学士課程と位置付け、その学修の在り方について公表したものが、いわゆる「学士課程答申」である。社会人学生等の年齢的「非伝統」性を有する学生について言及しているのもこの答申の特徴である。「時間の融通のきかない社会人が働きながら学んでいくためには、空間的及び時間的制約を受けない環境、例えば、在宅のまま夜間に学べる環境を整えていくことが重要な課題である¹⁹⁾」とし、学修機会の確保だけでなく、その提供の仕方にも言及した。

また、前年2007年には、教育基本法の改正に伴い、履修証明制度が導入された。これは、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラムを開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書を交付できるとしたものである²⁰⁾。正規課程にとどまらない、大学での学びの提供方法が多様化しつつあるのがこの時期である。同年2008年2月に発表された「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(答申)」では、履修証明制度の活用と、「再チャレンジ支援」として社会人のキャリアアップや地域活動への参加に役立つ実践的な教育プログラムの開発と、その普

及を図る重要性を指摘した。

2014年の「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」では、「大学への入学についても、高等学校卒業後に入学する道だけではなく、編入学や転入学、社会に出た後の学び直しも含めた社会人入学など多様な道を開くことにより、容易に進路を変更でき、生涯を通じて学修に取り組める環境を実現する²¹⁾」とし、「非伝統」学生について、多様な在り方を想定した記述があった。

3) 平成30年中央教育審議会答申「2040年に向けた 高等教育のグランドデザイン」

本答申は「グランドデザイン答申」と呼ばれ,2040年までの高等教育の在り方を述べたものである。この答申では「多様」をキーワードに、様々な学生を受け入れる方針が示されている。以下の記述は、その方針を端的に示すものである。

「多様な価値観が集まるキャンパス」となるためには、「18 歳で入学してくる日本人学生を中心とした教育体制(18歳中心主義)」…(中略)…から脱却し、「多様な学生」を受け入れることのできる体制を整備する(後略)

人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ 学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャン パスを実現するためには、高等教育機関には多様な 年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体 制が必要となり、リカレント教育の重要性が増して いくこととなる²²。

18歳の学生中心の教育体制を「18歳中心主義」と位置づけ、本稿で言う「非伝統」学生を積極的に受け入れる方針を打ち出している。このような明確な指摘は、これ以前の答申では示されてこなかった。また、成人学生の学びが、「学び直し」「リカレント教育」として論じられるにつれて、労働との関連が強く打ち出されるようになった。

近年、文部科学省と厚生労働省、さらには経済産業省が連携してリカレント教育の課題に取り組むケースが見られる。前年の2017年に首相官邸に「人生100年時代構想会議」が発足し、会議を受けて2018年に『人づくり革命 基本構想』が発表されたことの影響が大きいものと考えられる。この構想では、リカレント教育について「より長いスパンで個々人の人生の再設計

が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学 び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育 を抜本的に拡充する|「リカレント教育の受講が職業 能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェン ジにつながる社会をつくっていかなければならない」 としている。支援策として挙げられた「産学連携によ るリカレント教育」では,「新規かつ実践的で雇用対 策として効果的で必要性の高い| プログラムについて 集中的に支援するとした。技術者や実務家教員の養 成、また在職者向けの教育訓練として夜間・土日の コースを推進するとともに、民間の教育機関(大学・ 専門学校等)に委託を進めると示した23, 現在は、成 人学生の学びとしては、「新規かつ実践的で雇用対策 として効果的で必要性の高い| 分野を学び、キャリア アップやキャリアチェンジ, また職場復帰などを目指 すような学習が想定されていることが見て取れる。ま た、特に女性の復職支援についても言及があった。

はじめは生涯学習の観点から、社会人等成人が高等 教育機関で学ぶ場を確保することが目指されてきた が、徐々に職業との関連が強くなり、実践的なプログ ラムの提供が行われたことが分かった。また、大学生 の量的拡大に伴い、「ユニバーサル・アクセス」が意 識されるにつれて、成人学生の存在を考える際に、大 学内の多様性の議論に発展していることがわかった。

B. 成人学生受入れに関わる制度

上述の政策の議論の結果として充実してきた社会人 学生を受け入れる方策として、これまでに行われてき た施策を整理した(表2)。

これまでの成人学生受け入れのための施策は、「社 会人であっても通える制度 を目指して行われた。は じめは、1983年に実現した放送大学など、通信制大学 で場所や時間の制約の少ない形での提供が実行され た。1991年には、臨時教育審議会の答申(1987年) 及びこれを踏まえて同年にまとめられた大学審議会の 答申(「大学教育の改善について(答申)」)に基づき, 社会人の大学入学に関する制度の大幅な弾力化・多様 化がおこなわれた。これに伴い、社会人のために特別 の定員枠を設ける, 入学選抜において配慮を行う大学 が増加した。こうした取り組みにより、夜間学部及び 夜間大学院が増加するなどの変化も生じた24。また、 専門職大学院の設置や社会経験を考慮した選考の実 施、標準修業年限の弾力化は社会人であっても短期 で、負担が少なく通うことができることを目的とした 施策である。

表 2. 社会人受入れ施策の変遷

年	制度			
1974	昼夜開講制 (修士課程)			
1983	放送大学の設立			
1989	大学入学資格の弾力化			
1303	夜間大学院(修士課程)			
	科目等履修生制度(学士課程)			
1991	昼夜開講制度 (学士課程)			
	入学前の修得単位の認定(学士課程)			
	科目等履修生(修士・博士課程)			
1993	昼夜開講制(博士課程)			
1333	夜間大学院(博士課程)			
	入学前の修得単位の認定(修士・博士課程)			
1998	「メディアを利用して行う授業」の明確化			
1999	1年以上2年未満の標準修業年限設定可能(修士課程)			
1333	大学院入学資格の弾力化			
2002	長期履修学生制度			
2003	サテライトキャンパスの制度化			
2003	專門職大学院制度創設			
2007	履修証明制度			
2017	専門職大学設置			
2019	履修証明プログラムの単位認定化			
2020	大学院における単位認定の柔軟化			
文部科学省(2010)「大学における社会人の受入れの促進について(論点整理)」、				

文部科学省(2010)「大学における社会人の受入れの促進について(論点整理)」、同(2020) 「文部科学首におけるリカレント教育の取組について」から筆者作成。

提供されてきた制度は正規課程に限らない。1991年に導入された「科目等履修生」制度は、当該大学以外の学生の者に、パートタイム形式による大学教育を受ける機会を広く認め、その履修成果に単位を与えることができる制度である。現在では95%以上の大学に設置され、社会人以外にも高校生や大学院生、短期大学生などが利用している²⁵⁾。「履修証明プログラム」は2008年から開始され、主に社会人をターゲットとして展開した。この10年間で開設校、交付人数共に増加傾向にある。2019年以降に開始されるプログラムについては、プログラムそのものが単位認定されることとなった。

C. 成人学生受入れに関する大学への支援

1. 文部科学省予算からみる大学に対する受入れ 支援

社会人学生をはじめとする成人学生受け入れのための方策としては、他にも大学に対する支援が考えられる。文部科学省の予算を元に、その支援の在り方について確認する(表3)。

文部科学省の予算を見ると、これまでに社会人学生等の成人学生受け入れのために行われてきた施策は、労働と密接に関連していることが分かる。2007年ごろには「再チャレンジ」という言葉が多用され、主婦

表 3. 文部科学省の予算における成人学生向けの施策

年度			合計	
	法科大学院等専門職大学院の形成支援 (新規)	1505百万円	1505百万円	
	◆ e ラーニングによる人材育成支援モデル事業 (新規)	189百万円	189百万円	
2006	◆ e ラーニングによる人材育成支援モデル事業(予算に別プログラムを含む)	354百万円	354百万円	
2007		2528百万円	2528百万円	
2008	◆社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム	2000百万円	2000百万円	
	新規採択を行わないプログラムのみ	/	/	
	◆成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進	479百万円	479百万円	
	◆成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進	1103百万円		
	◆成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進【拡充】			
2014	・地域版学び直し教育プログラムの開発・実証(新規)	1679百万円	1679百万月	
	◆若者等の学び直し支援のための奨学金制度の弾力的運用	/		
	◆成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進	1567百万円		
2015	◆男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業		1594百万日	
	(物質における女性の物が落しの保護)	27百万円		
2016	◆成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進	1533百万円		
2016	◆男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業	29百万円	1562百万F	
	(地域における女性の学び直しの促進)	29日/1円		
2017	◆成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT) (一部)	860百万円	915百万円	
2017	◆高度専門職業人養成機能強化促進委託事業【新規】	55百万円	912H/)L	
	◆男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業	37百万円		
2018	◆社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究	11百万円	1218百万8	
2018	◆Society5.0に対応した高度技術人材育成事業	1170百万円		
	◆放送大学の充実・整備	7643百万円		
	◆Society5.0に対応した高度技術人材育成事業	1292百万円		
	◆男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業	32百万円	1050777	
2019	◆社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究	17百万円	1350百万日	
2019	◆学びを通じた社会参画の推進に関する実証研究事業	9百万円		
	◆放送大学の充実・整備	7631百万円	/	
	○就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事	111百万円	111百万円	
	◆持続的な産業共同人材育成システム構築事業	280百万円		
	◆大学による地方創生人材教育プログラム構築事業【新規】	254百万円		
	◆女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業【新規】	34百万円		
2020	◆社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究	17百万円	632百万円	
	◆学校教育における外部人材の活用促進事業【新規】	31百万円		
	◆大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築	16百万円		
	◆放送大学の充実	7386百万円	/	
	◆持続的な産学共同人材育成システム構築事業	250百万円		
	◆大学等における価値創造人材育成拠点の形成【新規】	97百万円		
	◆成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT-Pro)	110百万円		
	◆大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築	24百万円	764百万円	
	◆社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究	17百万円		
2021	◆女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業	24百万円		
	◆超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト管成事業	175百万円		
	◆学校教育における外部人材の活用促進事業	67百万円		
	◆放送大学学園補助金	7386百万円	/	
	□ 対職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業(R2③補正)	1280百万円	1000777	

注1) 放送大学補助金は2018年以降に登場するが、それ以前にも交付されている。

注2) 専修学校のみを対象としたものは除く。 文部科学省「予算(案)の主要事項」より筆者作成。

や若者が学び直し、新たに働くための教育訓練の意味で用いられた。2015~2018年では、男女共同参画の観点から、特に女性のキャリアに対する支援としての「学び直し」が重視され、支援がなされた。「人生100年時代構想会議」後の2018年以降は項目が増え、「社会人」「女性」の学び直しのプログラムに対する支援に加え、「社会人の学び直しに関するポータルサイトを設立するなど、成人学生の学び直しに対して新たなアプローチが見られた。また、「Society5.0」に対応できる人材の育成にも力が入れられていた。放送大学についても、リカレント教育の観点から「業界団体や学協会等と連携し、実務型講座を含む、社会的な需要が高まっている分野の講座を充実する260」目的での支援が行われた。

2015年には「職業実践力育成プログラム (BP)」が 導入された。大学等における正規課程と履修証明プロ グラムで、主に社会人向けの実践的・専門的な課程と して文部科学大臣が認定したものを指す。2021年4 月時点で314課程が対象となっているが、制度として の認知度は十分ではないなど課題も残っている。

3つの転換点については、2007年から「再チャレンジ」として働くための「学び直し」が重視され、多額の予算が用意されたこと、2015年には「職業実践力プログラム (BP)」が導入されたこと、2018年以降は予算項目が増えたことが挙げられる。

2. 私立大学等経常補助金特別補助からみる私立 大学への支援

私立大学への補助金も、大学に対する支援の一つである。日本私立学校振興・共済事業団 私学振興事業本部のホームページを利用し、2021年現在確認できる2003年度~2020年度の私立大学等経常補助金の交付状況について調べた。ここから、私立大学等経常費補助金の特別補助の中で、社会人学生等の受入れに関するカテゴリにどのようなものがあり、交付状況がどのように変化しているかについて確認する。

まずはカテゴリについてだ。2005年度以前は「生涯学習推進特別経費」カテゴリの中に、「社会人の受入れ」というカテゴリが設けられていた。正規課程については学部や大学院に社会人に係る特別入試での受入れ人数、教育訓練講座については受講対象者の受入れ人数に応じて特別補助を増額するという仕組みであった。生涯学習推進特別経費には、他にも「夜間大学院・夜間部・通信教育等」「公開講座・施設等の開放」があった。2006年度は、「生涯学習・地域活性化推進特別経費」と名前を変えたが、そこに含まれるカテゴリ、配分基準に変更はなかった。

2007~2010年度は、「各大学等の特色を生かせるきめ細やかな支援」という大きなカテゴリの中に、「就学機会の多様化推進メニュー」があり、その一つに「社会人・編入学・専門高校卒業者・帰国学生の入学の推進」という、非伝統学生の入学に関するカテゴリが設定されていた。「社会人の入学の推進」については、社会人特別入試の制度により社会人を受け入れている大学等に人数に応じて交付額が増額された。

2011年度以降は「社会人の組織的な受入れ」という 大カテゴリが登場し、2020年度まで継続された。社会 人を当該年度4月1日時点で満25歳以上の者²⁷⁾とし、 入学の方式は必須条件ではなくなった。但し、大学に おいて社会人学生を受入れるための取り組みを、規定 されたものの中から複数実施していることが要件とな り、その1つには変わらず社会人に対する特別な入学 選抜制度の実施がある。「社会人の組織的な受け入れ」 内には、大きく3つのカテゴリがあった。「正規学生としての受入れ」では、学部等学生、通信教育学部学生の数に応じて支援額を決定した。「多様な形態による受入れ」では、科目等履修生、専攻科・別科、履修証明プログラムの3項目について、学生数や履修証明書交付人数に応じた金額を支援した。「社会人の受入れ環境整備への支援」では、補助金交付要件の実施件数に対して増額している。2012年度から2014年度までの3年間は、以上の3つに加え、「学生数等に占める社会人等数の割合による増額」が存在した。

以下には、「社会人の組織的受入れ」カテゴリとして交付されていた、2011年~2020年度の10年間の交付状況を、その内訳と共に示す(図5)。

これまで、「生涯学習」や「進学機会の多様化」の 要素の一つとして考えられていたものが、2011年度以 降、「社会人の受入れ」というカテゴリとして独立した。 先に示したように, 交付に際する社会人学生の定義 を、選抜方式から年齢に変更したのもこのタイミング であり、この頃から、社会人を大学に入学させるとい うことが、本格的に目指されていたと推測できる。私 立大学等改革総合支援事業による増額を除けば、2011 ~2014年度は、2014年度の5,389,383千円をピークに、 5,000,000千円前後を推移していたが、2015年以降、「学 生等数に占める社会人等数の割合による増額 がなく なった影響もあり、緩やかに減少し、2019年度以降 は、「多様な形態による受入れ」に対する支援のみと なり、合計金額も大幅に減少している。また、交付要 件も厳しくなり、2019年度からは規定された数以上の 社会人学生の入学が既にあることに加え、正規課程や 公開講座などで受け入れた社会人のうち、修了後に

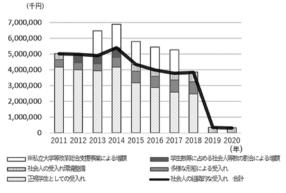


図5. 私立大学等経常費補助金 社会人の受入れに 対する特別補助の交付状況(2011-2020)

キャリアアップ又はキャリアチェンジの実績がある者の数について公表することが条件となった。

はじめは生涯学習という目的で開始した社会人学生の受入れであったが、徐々に目的が変化し、近年では職業との関連を強く志向していることがわかる。「2007年・2015年・2018年」の3つのきっかけについては、2007年以降で支援カテゴリが変化したこと、2015年以降「学生等数に占める社会人等数の割合による増額」がなくなったこと、2018年については、2019年以降交付要件、支援額などが大きく変化したことの時期と重なる。

4. 考察

ここまで、2000年以降の日本の高等教育政策について、「非伝統」学生、特に成人学生への施策に着目して検討してきた。社会人学生をはじめとする成人学生の存在について認識しながら、その学びの在り方について議論が進められ、制度が導入されてきたことがわかった。しかし、こうして様々な議論の元実行されてきた施策であったが、社会人学生数は停滞し、「学び直し」「リカレント教育」は進展しているとは言えない状況にある。この状況を打開するためには、これまで行われてきた「修学意欲のある学生の学ぶ環境の整備」にとどまらず、より多様な人々が学びにアクセスできるような施策を検討すべきではないだろうか。

まずは、政策が想定する成人学生の範囲を広くすることが必要だ。年齢的「非伝統」学生として想定されるのが、社会人として働き、「学び直す」ことを目的としている人々がほとんどであるというのは、「非伝統」学生の意味するところからすると狭い範囲にとどまっている。1970年代以降、高齢化の進行する社会状況と、生涯学習の観点から、学生として高齢者を想定したり、中退者や離職者に向けたプログラムを提供したり、といった形で、政策においても、社会人以外の学生に対する言及がなされているケースはあるものの、限定的なものである。多様化を志向するのであれば、より多様な学生像を想定した上で、制度設計を行う必要がある。

次に、成人学生向けとして提供するプログラムの分野を、広くすることが必要である。生涯学習は、開始時期や動機が分散しやすい傾向がある。安井による社会人での大学入学を検討する人を対象に実施した調査では、大学に入学する目的・動機として「職業に必要な知識・技能を得たい」が64.8%と最も多かった。し

かし、「体系的・理論的に研究したい」「資格が必要な 専門職に就きたい|「教養を深めたい|「自分を見つめ 直す時間が欲しい」もそれぞれ3割を超え、ニーズが 多様であることが見て取れる²⁸⁾。社会人を中心とした 「非伝統」学生にとって魅力的だと想定される内容が 極めて限定的である現状は、成人学生の学びのニーズ の多層性について十分な配慮がなされているとは言い 難い。すべてのニーズを捕捉することは困難である が、特定分野に限らない、広い学びを提供する方法を 検討すべきではないだろうか。現在正規課程、特に大 学院段階では、 さまざまな分野で成人を対象とした学 びを提供しており、正規課程に通いやすくする取り組 みは多数行われているが、成人が正規課程で学び直す ことに対するハードルは高い。学び直しを推進するの であれば、科目等履修生や、履修証明プログラムなど の非正規課程の活用をより進めていくべきではないだ ろうか。

公開講座として学びの機会が提供されているケース もあるが、あくまでも公開講座は、大学の地域・社会 への貢献という目的で行われるものであり、単位認定 はされない。一方、わずかではあるものの、公開講座 から科目等履修制度への接続も期待されている²⁹⁾とい う調査もあり、大学での学び直しの入口としては有用 であると考えられる。他にも、オンラインでの学習を 活用する方法がある。2012年にCoursera, edX等の国 際的なMOOCs (Massive Open Online Course)が立ち上 がり、2013年には日本国内のプラットフォームであ る「JMOOC」が提供された。文部科学省でも、多様 な学生の学習を実現する手段としての活用が検討され ているが、日本では大学の卒業単位として認定される などの段階には至っていない。単位制度の整備や提供 される教育の質保証など、議論すべき課題も多いが、 今後さらに検討を進めていくべき方向性の一つではな いだろうか。

今後、より多様な学生の集う大学を作り上げていくためには、まずは様々な事情を抱えた学生が、自分のライフスタイルやライフステージに合った学修方法で学ぶことが可能になるように、より多くの選択肢を用意することが重要だ。「非伝統」学生の大学での学修についてのニーズの多層性を把握し、より多様なコンテンツを提供することによって、これまで「学び直し」に参加していなかった層の獲得につながる可能性がある。このような大学や学修の在り方が社会に受容され、定着するには政策や制度として公的に整備していくことが重要だ。個々の大学の取り組みにのみに頼る

のではなく、以上で述べたような大学制度・政策の観点からの整備が求められるのでないだろうか。そして、これが社会に定着するためには、実施した施策の認知拡大が必要である。これまで以上に企業や大学へ一層働きかけていくことが重要である。

5. 結論と課題

本稿では、大学における年齢的「非伝統」学生である成人学生に関連するこれまでの政策・施策を整理し、社会人学生を確保する方策について検討を行った。その際には、研究動向の変化があった、2007年・2015年・2018年という3時点に着目し、議論の展開を確認した。政府の方針を受けて、生涯学習型から徐々に今後の社会で活躍する、キャリアアップやキャリアチェンジを目的とした学びを志向するようになっていることがわかった。しかし、社会人等の「非伝統」学生の学びのニーズは多様であり、修了後の形も多様であることから、今後社会からのニーズと、学生からのニーズのバランスを踏まえ、既存の施策よりも対象を広げた、正規課程以外での学びに対する施策の必要性を指摘した。

本稿には限界もある。各大学での個別の取り組みに着目し、その支援の対象について明らかにすることで、新たな示唆を得ることができるだろう。また、近年のリカレント教育の動向をより正確に捉えるには、経済産業省、厚生労働省との関係についても考慮することが必要だ。その点については、今後の課題としたい。

注

- 1 文部科学省中央教育審議会 大学分科会大学規模・大学経営部会, 2010. 「第 3 多様な年齢層の者が学ぶ大学教育の推進」 〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1295777.htm〉(2020年4月15日閲覧)
- 2 文部科学省, 2020.「学校基本調査」 (https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm) (2021年9月10日閲覧)
- 3 OECD 2019. *Education at a Glance* 2019: OECD Indicators, OECD Publishing.
- 4 OECD, 2018. Education Policy in Japan Building Bridges towards 2030. OECD Indicators, OECD Publishing, p.134.
- 5 就業者+その他(主婦,高齢者等で職業に従事していない者を 指す。
- 6 履修生の属性内訳については2009, 2012~2018年のみが明らか になっている。
- 7 今津孝次郎, 加藤潤, 白山真澄, 田川隆博, 長谷川哲也, 2018. 「大

- 学への社会人入学に関するニーズ:一般市民への質問紙調査の結果から|『静岡大学教育実践総合センター紀要』28. pp.220-231.
- 8 出相泰裕, 2016. 「職業人の大学院進学に向けての決断過程:K 大学専門職大学院ビジネススクール在学生へのインタビュー調査 から」『高等教育研究』19, pp.145-163.
- 9 吉田文, 2018. 「労働市場・社会人学生・大学 (院) のトリレンマ」『IDE: 現代の高等教育』604, pp.10-14.
- 10 塩見みづ枝, 2018. 「人生100年時代とリカレント教育」『IDE: 現代の高等教育』604, pp.58-61.
- 11 一色潤貴, 2021. 「大学におけるリカレント教育に関する制度整備の変遷等について」『IDE: 現代の高等教育』630, pp.56-59.
- 12 塚原修一・濱名篤, 2017. 「社会人の学び直しからみた大学教育」『日本労働研究雑誌』59 (10), pp.27-36.
- 13 奥村旅人, 2019. 「「社会人の学び直し」に関する政策の現状と 課題」『京都大学大学院教育学研究科紀要』65, pp.247-259.
- 14 2021年7月13日に調査を行った。その際には、書籍紹介は除き、 高等教育段階での「非伝統」学生の学びと関係のないもの、また 一般誌に掲載されているのものについては対象外とした。
- 15 文部省大学審議会, 1998. 「21世紀の大学像と今後の改革方策について一競争的環境の中で個性が輝く大学―(答申)」〈https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/toushin/1315932.htm〉(2020年8月28日閲覧)
- 16 文部科学省, 2002. 「新しい時代における教養教育の在り方について(答申)」 〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020203.htm〉(2021年9月20日閲覧)
- 17 文部科学省, 2002. 「法科大学院の設置基準等について(答申)」 〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/ toushin/020803.htm〉(2021年9月20日閲覧)
- 18 文部科学省, 2005. 「我が国の高等教育の将来像(答申)」 (https://www.mext.go,jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm) (2021年9月10日閲覧)
- 19 文部科学省, 2008.「学士課程教育の構築に向けて(答申)」 〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/ toushin/1217067.htm〉(2021年9月15日閲覧)
- 20 文部科学省, 2007. 「大学等の履修証明制度について」 (https://www.mext.go.jp/a menu/koutou/shoumei/) (2021年9月25日閲覧)
- 21 文部科学省, 2014. 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育, 大学教育, 大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」 〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo//toushin/1354191.htm 〉 (2021年9月25日閲覧)
- 22 文部科学省, 2018. 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」 〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm〉 (2021年9月1日閲覧)
- 23 首相官邸 人生100年時代構想会議,2018.「人づくり革命 基本 構想」〈https://www.kantei.go.jp/jp/content/000023186.pdf〉(2021年 9月25日閲覧)
- 24 文部省『学制百二十年史』ぎょうせい, 1992, pp.281-282.
- 25 文部科学省, 2020. 「大学における教育内容等の改革状況について (平成30年度)」 〈https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daiga ku/04052801/1417336 00007.htm〉 (2021年9月20日閲覧)
- 26 文部科学省,2019.「ジョブ型雇用時代の人的資本投資に向け

- た取組について」 〈https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg7/310411/shiryou2_1.pdf〉 (2021年9月23日閲覧)
- 27 2018年度以降は、これに加え、当該年度4月1日現在25歳未満で、入学時に職についている者、給料、賃金、報酬、その他経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫も社会人学生に含まれると明記された。
- 28 安井美鈴「生涯学習に対する社会人のニーズ」『リーディングス日本の高等教育3大学生 キャンパスの生態史』橋本鉱市編, 玉川大学出版部, 2010, pp.318-334.
- 29 株式会社リベルタス・コンサルティング, 2011. 「『公開講座の実施が大学経営に及ぼす効果に関する調査研究』調査報告書」 〈https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_ icsFiles/afieldfile/2012/02/27/1316423_2.pdf〉(2021年9月26日閲覧)

(指導教員:両角亜希子教授)